

名張毒ぶどう酒事件第10次特別抗告審
異議審決定を即刻取り消し、再審開始決定により
奥西勝さんの無念を晴らし、名誉回復を求める要請書

1961年3月28日、三重県名張市葛尾の住民による懇親会の席上、女性用飲み物のぶどう酒(合成酒)に毒物が混入され、5名が死亡、12名が重軽傷を負った名張毒ぶどう酒事件。この事件の犯人とされた奥西勝さんは2015年10月4日に八王子医療刑務所で無念の獄死をされ、その遺志を継いだ妹の岡美代子さんが申し立てた第10次再審・特別抗告審が貴裁判所に係属しました。

私たちは、本件審理は、単に再審事由を判断するにとどまらず、司法が人権の砦として果たして信頼するに足るものであるか否かを鋭く問うものであるととらえています。

名古屋高等裁判所刑事第2部(鹿野伸二裁判長)が下した異議審決定は、はじめから有罪の結論を決め、確定死刑判決をなりふり構わず維持した極めて不当な決定です。新証拠「糊鑑定」について鑑定人尋問は必要ないとされ、科学的知見に基づく判断はなされませんでした。新たに開示された「自白」と矛盾する懇親会参加者ら3名の供述は、一般的に関心をもって観察する事項ではないという理由にならないこじつけによって全てが否定されました。検察官が未だ隠し続ける大量証拠の開示もなされませんでした。こうした裁判所の対応は、いかなる新証拠を提出しようとも名張毒ぶどう酒事件の再審は開始しない、と宣言したものとわざるを得ません。

そのため裁判所は、相互に関連する新証拠を孤立評価し、その立証責任も「合理的疑い」を超えて「無罪」まで求めています。かかる判断が新旧証拠を総合的に評価し、再審においても「疑わしいときは被告人の利益に」の刑事裁判の鉄則が適用されるとした「白鳥・財田川」決定に違反することは明らかです。「無辜の救済」を放棄した不当な異議審決定は、即刻取り消されるべきです。

名張毒ぶどう酒事件は、事件発生から60年以上が経過し、再審請求人の岡美代子さんは90歳を超えました。そもそも本件は一審無罪であり、第7次再審でも再審開始決定がなされています。奥西勝さんにしか犯行機会がなかったことにするために事件関係者の供述が「検察官の並々ならぬ努力」によって一斉に変更させられ、王冠の傷痕が奥西勝さんの歯形と一致するとした鑑定は偽造鑑定でした。事件で使われた農薬が「自白」とは異なっていたことも明らかになっています。再審開始は当然です。

無実の罪によって死刑を宣告された汚名は、奥西勝さんのみにとどまらず、再審無罪によってその名誉が回復されるまで子々孫々、未来永劫続くものです。その救済は今からでも決して遅くはありません。

貴裁判所が新証拠に対する科学的かつ真摯な検討を行い、検察官未提出証拠を開示させ、一刻も早く異議審決定の誤りをただし、貴裁判所の責任において再審開始を決定されることを強く求め、以下のとおり要請します。

- 1 新証拠について総合的かつ科学的な検討を行ってください。
- 2 検察官が隠している証拠は、即刻、全面開示させてください。
- 3 真摯な審理で一刻も早く再審を開始し、奥西勝さんとその親族の名誉を回復してください。

氏 名	住 所

2023年 月 日

救援新聞
〔1958年6月10日〕
第三種郵便物認可

〔取り扱い〕
えん罪名張毒ぶどう酒事件・愛知の会
日本国民救援会愛知県本部
〒460-0011 名古屋市中区大須 4-10-26-401
TEL052-684-5825 Fax052-684-6355